

鳥羽伏見戦争と譜代延岡藩

— 京師・大坂・延岡「御用状留」から —

— The Battle of Toba-Fushimi and Fudai Nobeoka Domain —

大賀 郁夫

キーワード

鳥羽伏見戦争 野田口警衛 條理 歎願書

目次

はじめに

一 慶応期の延岡藩

(一) 藩主政挙の動向

(二) 延岡藩の情報伝達システム

二 野田口出兵の経緯

(一) 野田口・穂鷹内蔵進の報告

(二) 京都・池内善蔵の報告

(三) 大坂・原小太郎の報告

三 出兵問題への対処

(一) 「御不審之次第」と延岡藩

(二) 歎願書作成と周旋依頼

四 在所延岡での対応

(一) 近隣諸藩への周旋依頼

(二) 薩摩藩からの布告文

(三) 政挙への上京命令

むすびにかえて

慶応四年正月三日、京都近郊の鳥羽・伏見で旧幕軍と新政府軍計約二万が激戦を交えた。徳川家の命運を決した鳥羽伏見戦争である。日向延岡藩は譜代藩として旧幕命により大坂城北の野田口の警衛を命じられ、「條理」が不明確なまま出兵するが、戦闘は六日には新政府軍の圧勝に終わる。十日、延岡藩は「不審之筋」ありとして入京禁止の処分を受ける。驚愕した藩は、肥後・尾張両藩および三条家に赦免の周旋を依頼すべく奔走する。在所延岡でも肥後・薩摩・佐土原諸藩に使者を送り、執りなしを依頼する。歎願書は特に肥後藩の指導のもとで作成され、無事岩倉へ提出・受理される。三月、政挙は上京して、家老・中老とともに謹慎に処せられた。

慶応期、藩主内藤政挙は在所延岡、前藩主同政義は江戸に居り、藩の政治活動は大坂蔵屋敷に出仕した家老と中老の指導で行われていた。藩主不在での出兵であり、戦闘はもとより新政府への発砲も一切なかったにもかかわらず、政挙の謹慎は一〇〇余日に及ぶ。このことは徳川家との封建的主従関係を解消させるための措置であった。

はじめに

慶応四年正月元旦、大坂城では徳川慶喜の上京が触れ出され、翌二日には旧幕軍は鳥羽口・伏見口へ向けて移動を開始した。三日、鳥羽街道を行軍した旧幕軍主力は薩摩軍に阻止され、押し問答を重ねたあげく、七ツ過ぎ時分(午後五時頃)、薩摩軍側が一斉に発砲して鳥羽伏見の戦いの戦端が開かれた。緒戦から新政府軍が勝利を重ね、四日には旧幕軍征討のため仁和寺宮を征討大將軍に任命して錦旗を与えて出馬させ、諸藩に征討の旨令・軍令を下した。戦闘は四日程で終わり、六日頃には新政府軍の勝利が確定した⁽¹⁾。両軍合わせて約二万人の兵士が激突し、死者総数は四百人前後にのぼった⁽²⁾。これ以後、戦闘は関東・北越に移り、翌二年五月に五稜郭が降伏するまで続く(戊辰戦争)。

新政府は正月十日、朝敵の処分を発表する。その罪状の軽重により五等に区分されていた。一等〃徳川慶喜と、二等〃会津・桑名、三等〃松山・姫路・備中松山、四等〃宮津・大垣・高松の諸藩であった⁽³⁾。同時に慶喜・容保・定敬らの官位を剥奪し、小浜・宮津・大垣・鳥羽、それに日向延岡の各藩主の入京を禁止した⁽⁴⁾。延岡藩がこうした処分を受けたのは、三日夜に野田口警衛の幕命を受け翌四日に出兵したためであった。以後藩はひたすらその赦免のために諸藩に周旋を頼むべく奔走することになるが、この延岡藩の出兵については同藩が譜代藩であったことがその理由とされている⁽⁵⁾。大政奉還のあと、朝廷は諸大名に上京を命じるが、この朝命は諸大名に対して朝臣となるか、徳川宗家との主従関係

を維持するかの判断を迫る契機となった。一部の譜代大名は徳川宗家との主従関係こそ唯一絶体なものと考え、殿席ごとに結束した行動を取る。前年の大政奉還に際しては、十一月十五日に溜間詰格の譜代大名たちが官位返上を幕府に請い、菊間席の譜代大名たちは朝召令を辞退した。翌十六日には帝鑑間席の譜代大名たちが朝廷からの朝召令の辞退を幕府に請願するなど、こうした譜代大名たちの動きは、朝臣化を否定する論理に基づくものとされる⁽⁶⁾。

しかし正月三日に鳥羽伏見戦争が勃発すると、官軍となった新政府軍の軍事力が、従来の幕藩制を支えてきた封建的主従関係とそれを前提にした譜代大名同士の結束をあっけなく崩壊させていくことになる⁽⁷⁾。会津・桑名藩などが朝敵として征討対象となる一方で、例えば譜代筆頭でありながら彦根井伊家は警衛のため大口出張が命じられるなど⁽⁸⁾、譜代藩であってもその思惑や政治行動はさまざまであった。

本稿では、日向国唯一の譜代藩である延岡藩を対象に、同藩が鳥羽伏見戦争にどのように対処したのかを詳細に追い、さらに「御不審」と位置づけられた後、それを晴らすために行った諸藩への周旋依頼活動について考察する。そこから維新时期における譜代藩と旧幕府、および新政府との関係について考えてみたい。

ここで幕末期の延岡藩について簡単に触れておこう。藩主内藤氏は延享四年八月に、陸奥国磐城平から表高七万石で延岡に移封された譜代大名である。城附臼杵郡を中心に、その西方に山間部高千穂郷、飛地として宮崎郡・豊後三郡からなる分散した所領形態であった。入封以来、歴代藩主はすべて養子であり、特に三代

政脩が尾張家、七代政義が井伊家、八代政孝は太田家の出である。鳥羽戦争勃発時、前藩主政義は江戸上屋敷に、当主政孝は在所延岡に居り、大坂蔵屋敷には家老・中老・用人などが詰めていた。⁹⁾

一 慶応期の延岡藩

(一) 藩主政孝の動向

まず、慶応期における延岡藩の動向についてみておこう。慶応元年四月十三日、藩主政孝は前年の第一次長州征討に続いて再度旗本後備を拝命した。¹⁰⁾ 政孝の供には家老穂鷹内蔵進・中老原小太郎のほか、用人曾根留弥・池内善蔵・成瀬老之進らが任命され、同月二十七日長谷川許之進が先登した。閏五月六日に江戸を発ち、翌月二十八日に着坂した政孝に対し、「御在坂中人数差出、昼夜敵重巡邏致し、若怪敷者有之候ハ、見掛次第無用捨召捕可申旨」¹¹⁾が命じられた。滞陣が長引くなか、翌慶応二年六月七日、幕府軍艦による周防大島への砲撃で始まった戦鬪は、大島口・芸州口・石州口・小倉口の藩境四方面で行われた。二十八日、老中板倉勝静より芸州口討手応援を命じられた政孝は、翌日金三五〇〇両を拝領し、七月二十八日に芸州口へ出陣した。延岡藩が動員した兵は扶持人以下総勢二〇一五人を数えた。¹²⁾

七月二十日、將軍家茂が大坂城で急死した。八月一日には幕府軍の拠点であった小倉城が落城し、慶喜は朝廷に休戦と解兵の許可を願い出て許可され、九月二日、幕府と長州藩のあいだで休戦協定が結ばれた。同月二十四日、政孝は帰国を許され、十月一日

に御手洗湊を出船した。

拙者儀永々出張、太儀ニ被思召、依之藝地方直ニ在所表江罷越、一ト先休息可致旨、去月廿四日於京地板倉伊賀守殿江家来之者御呼出、以御書付被仰出候段於御手洗湊致承知難有奉存候、依之同所方直ニ在所表江罷越申候、右御案内以使者申達候。¹³⁾

以後政孝は、再三の上京命令にも病気を理由に応じず、上京のため延岡を出帆したのは慶応四年三月のことである。

(二) 慶応期の延岡藩情報伝達システム

慶応期の延岡藩邸は、江戸上・中屋敷と大坂蔵屋敷があり、大坂蔵屋敷には用人・留守居が常駐していた。幕府からの廻状や地域の最新情報などは、京都探索方から大坂蔵屋敷に伝達され、そこから江戸・延岡へ廻達された。

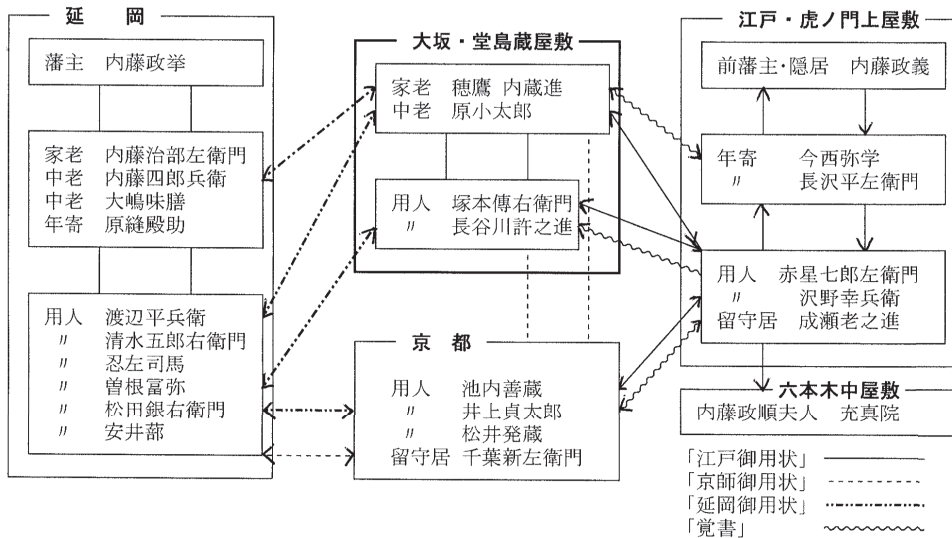
慶応三年十月十四日、將軍慶喜は朝廷に大政奉還を建白し、翌十五日に聴許された。在所延岡へは翌月四日、大坂詰鈴木喜久七によってその報がもたらされた。¹⁴⁾ 朝廷からも諸侯に対して上京命令が伝えられるが、政孝は「眼病且つ疝積氣」を理由に上京猶予を願い、政孝の代わりに中老原小太郎が士分数十人と郷人足を引き連れて、同月二十三日に延岡から乗船し上坂した。¹⁵⁾ 江戸からも家老穂鷹内蔵進と用人塚本傳右衛門が下坂し、「出京之面々滞坂中、御家老・御中老長屋江仮御用部屋御立被成可然」と、大坂蔵屋敷(堂島)¹⁶⁾に仮御用部屋が設置された。藩主政孝が在所延岡、大殿政義が江戸という状況下で、藩主権力を代行する形でここ大坂蔵屋敷が藩の実質上の司令塔となる。なお京都にも留守居と用

人が詰めているが、京屋敷があったかは確認できない。¹⁹⁾

慶応三、四年はこの大坂屋敷を中心に情報・指示が取り交わされることになる。図1は当時の延岡藩の情報伝達システムを簡略化したものである。在所延岡には藩主政挙のほか、家老内藤治部左衛門・中老大島味膳、年寄原縫殿助、用人渡辺平兵衛・清水五郎右衛門・忍左司馬・曾根富弥・安井部・松田銀右衛門らがあり、江戸虎ノ門の上屋敷には前藩主政義と用人赤星七郎左衛門・沢野幸兵衛・成瀬老之進(留守居兼)、年寄今西弥学・長沢平左衛門、六本木の中屋敷には前々代政順の寡婦充真院が居た。大坂蔵屋敷には十二月十五日に江戸から家老穂鷹内蔵進が、また同月十二日には在所延岡から中老原小太郎が着坂しており、用人塚本傳右衛門・長谷川許之進とともに政務にあたった。京都には用人池内善蔵・井上貞太郎、側役松井発蔵、京都留守居として千葉新左衛門がおり、なかでも井上は京都での情報集取が主な任務であった。それぞれの各地の藩邸では、幕府からの廻状や探索により集取した地域情報などが「御用状」としてやり取りがなされた。現在、「京都御用状留」²⁰⁾「江府御用状留」²¹⁾「延岡御用状留」²²⁾「大坂御用状留」²³⁾等が残されている。それぞれの御用状の差出人と宛所は原則として各所の用人であり、重要事項は家老や中老はもとより、藩主政挙や江戸の前藩主政義へ廻達・報告された。

ここで「御用状」の流れを確認しておこう。京都では用人池内善蔵が中心になって作成された「御用状」は、大坂蔵屋敷の用人塚本傳右衛門・長谷川許之進宛に早飛脚によって送られ、家老穂鷹と中老原にも回覧されて、内容の重要度により在所延岡へも廻

図1 「御用状」のながれ



達された。

十二月十五日付の京都の池内より大坂塚本・長谷川宛「御用状」は次の通りである。

一筆致啓上候、然者昨今之事情聞書巻冊、発藏・貞太郎より差出候ニ付則差進申候、内蔵進殿・小太郎殿江も被仰達候様致度候、尤其表御都合ニ而右聞書御在所表へ御差下被下度候、右之趣可得御意如斯御座候、恐惶謹言

十二月十五日

池内善藏

塚本傳右衛門殿

長谷川許之進殿

追啓、本文申進候付今晚立六時切仕立飛脚ヲ以差下申候、左様御心得可被成候、以上²⁴⁾

京都で情報収集活動を行っている松井発藏や井上貞太郎から提出された事情書を送るので、家老穂鷹・中老原にも報告したうえで、大坂の判断で在所延岡へ届けるよう依頼している。

京都からの情報は大坂屋敷にもたらされ、仮御用部屋において家老・中老・用人たちが内容を一覽し、重要性に応じて在所延岡や江戸表へ廻達された。大坂から在所へのルートは、「豊後千才(歳)迄幸使飛船を以差下、同所其表江二日切飛脚を以差遣候様可申遣候間」とあるように、大坂より豊後千歳間は幸便・飛船、千歳は在所間は(二日切)飛脚であった。ただし、最重要事項の場合は大坂詰役人や大坂から在所に帰る家臣が持参した。

一大坂表長谷川許之進方急御用筋申越候付、同所詰鈴木喜久七御用向相済候間御用状相渡、船陸都合次第早々罷下候様申談候

旨、喜久七儀昨夕下着、直ニ御用状差出²⁵⁾

これは慶喜の大政奉還を伝える情報であり、大坂屋敷詰の鈴木喜久七が御用状を直接持参している。一方江戸用人宛の御用状も、飛脚に託すか江戸詰が帰府する際に持参して届けられた。なお、大坂蔵屋敷から京都へは早駕籠で一日程、在所延岡へは約二週間、江戸へは約七日程かかっていたようである。

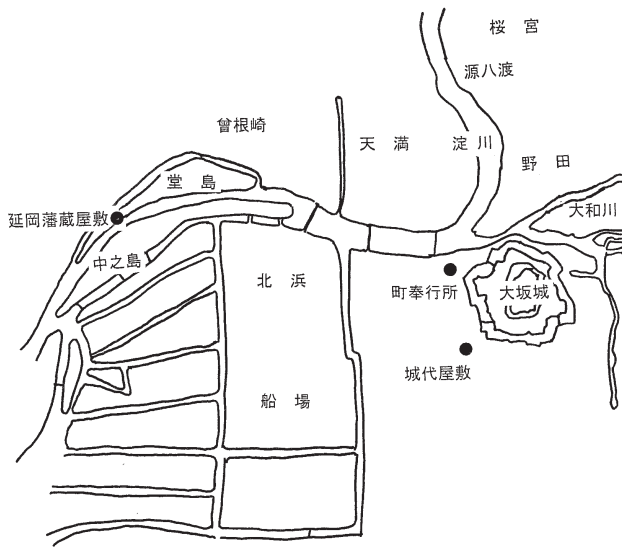
二 野田口出兵の経緯

(一) 野田口・穂鷹内蔵進の報告

まず鳥羽伏見戦争について概観しておこう。慶応三年十二月二十五日、庄内藩が主力となり江戸薩摩藩邸が焼き討ちされた。戦果に勢いづいた主戦派は直ちに急使をたて、二十八日には大坂城に到着した。朝命による慶喜の上洛に、江戸での薩摩の暴虐を糺すという大義名分が加わり、旧幕府側の志気は上がった²⁶⁾。

年が明けて元日、慶喜は「討薩の表」を出し、各大名に檄が飛ばされており、延岡藩にも届けられた²⁷⁾。二日、大坂城を発した旧幕府軍は三日、主力は北上して一部は伏見奉行所に入った。旧幕府の兵力は一万人程度と推定され、対する薩長軍は四〇〇〇〜五〇〇〇人程とされる²⁸⁾。伏見街道の通過をめぐって双方の押し問答が続いていたが、七ツ半時過ぎ(午後五時頃)に鳥羽方面から砲声が響き、戦闘が開始された。

延岡藩が旧幕府方として大坂野田口警衛に出兵を要請されたのは、三日夜半過ぎのことである²⁹⁾。正月九日付の原小太郎書状によ



れば、延岡藩兵は「本道ニ番士・番卒差出、桜宮辺にも同様ニ相役、時々巡邏哨兵等差出^①」とあることから、野田口は大坂城の北八町（現天満橋二丁目）と東成郡中野村（現都島区中野町）を結ぶ源八渡があり、淀川の北部を姫路藩が受け持ち、南部を延岡藩がそれぞれ警衛することになっていた。

延岡藩が幕命により野田口へ出兵した経緯について、穂鷹が六日付で野田口で認めた江戸用人の今西弥字・長坂平左衛門に宛てた書状^②からみてみよう。

幕命を受けた家老穂鷹内蔵進は「萬々一御條理筋相立不申、是方事端を御開候半者、御太切之御事、輕擧ニ兵器物を携京師江向ひ候儀者難仕」として、「御條理」を確認するために大坂城へ登城する。しかし老中板倉勝静や若年寄永井尚志には会えず、名代の大目付戸川と面会して穂鷹は次のように問うた。

旧臘廿七日原方板倉侯江申上、去ル二日御人数御練出之様子ニ付、塚本を以永井侯江も申上候処、素方は方御手を被出候儀者決而不被遊思召之段御話有之、然ルニ昨夕伏見辺戦争ニ及候趣右者何等之御條理御座候哉

旧臘から中老の原小太郎や用人塚本傳右衛門が再三確認したにもかかわらず、昨夕（三日）に伏見辺で戦端が開かれたが、それはどのような「條理」があるのか、という問いである。これに対して戸川は、

江戸野州所々之事、実ニ言語同断之振廻之次第、此節御奏聞相候御書面拙者同役持参戸田大和守江相渡、同人を以御奏聞之手筈ニ而相発シ、引続御先登之隊々上京之積ニ而、伏見迄至候処徳川家人数者一人も入京不相成段、薩長人数相拒候付、談判致居候内発炮ニ及候間、此方少々狼狽之由、御供御先登之隊々者竹田街道より二条江繰入之積、然ニ右様発炮ニ及候事ニ候と戦闘になった経緯を説明した。穂鷹が「萬々一主上を挟ミ、事を擧候ハ、如何可被遊哉」と天皇を巻き込む危険性があるのではと問うが、戸川は「此儀ハ上様思食ある事故、拙者其何も難申」と歯切れの悪い返答しかできなかった。結局明白な返答は得られず、穂鷹は「どこ迄も御恭順之道御立被遊候筋与被存候」と説得

されただけだった。

「今日何分御取込ニ候」というため、穂鷹は九ツ過ぎに退城した。「不条理之儀者決而無之趣ニ而、促迫及数度」³³んだこともあり抗えず、穂鷹は「依而余り手間取候而者如何敷候」と付度もして、「御條理」を明確にしないまま「一ト先四日八時出張」させてしまうのである。その数一七〇余人であった。³⁴

ここで注意したいのは、戸川が明確な「條理」を説明していないにもかかわらず、警衛の出兵を認めた穂鷹の心境である。おそらくは、大坂城に近い野田口という、鳥羽伏見からはある程度離れた場所であること、旧幕軍にある程度「勝算」があるとみていたからではないだろうか。³⁵ 後述するように、穂鷹は原と連名で挽回のために慶喜の出馬を強く要請する進言書を提出している。

しかし、戦闘状況を尋ねると次のような回答があった。³⁶

初メ少々宜敷候得共、其後者大敗軍已ニ昨昼淀市中者勿論、御城も焼弾を被打落城ニ相成、八幡橋本江惣人数引揚居り候、会藩重臣之咄、昨夕乘戻シ来候ニ承り候得者、過半死傷致候由、敵兵益勢を得候姿ニ候、今朝方之報告未夕相聞不申候得共、手負死人者不絶坂地江落ひ込申候、手負之者話も大同小異何れも我兵敗レ候旨申聞候、坂地市方者大底立退り偶居候者も土蔵荷物等不残片付逃支度致居候由、御定用繰出等出来候振合ニ者至り申聞敷、其表之儀重々恐入候得共、其御覚悟不被下候半而者人力及所ニ無御座候、御在所之儀も如何之御模様敷矣以御氣遣申上候、京師ニ者善蔵・新左衛門・貞太郎始居り候得共、事発候後相方音信者更ニ出来不申、龍蔵を遣候得共何分通り兼引返

し申候、此上者義之所有を御守り肝要ニ御座候

旧幕府軍の惨敗と大坂の混乱を報告し、京都に居る池内善蔵や千葉新左衛門・井上貞太郎らと連絡が取れないことを危惧している。

この書状は大坂蔵屋敷に届けられ、翌七日に大坂詰用人塚本の書状とともに江戸へ廻送された。塚本の書状では、旧幕府軍は大敗を期し、会津軍も「過半怪我いたし、何分彼者工者ニ而二大隊位ニ而散兵を以縦横奔走、竹林之中杯方打出、何分ニも致方無之よし、淀も落城、彼より焼玉ニ而焼失之由、実ニ難尽筆紙次第」とする状況を伝えている。また大坂市街が大混雑しており、伏見辺は百姓でも町人でも通行できないため、京都の善蔵ら数名は「見殺し之姿」だと深く憂慮している。同役の長谷川は病氣であり、塚本は一人で「何事も問ニ不合、いつれも両三日者夜も染々不寝混雑罷在候」、「日々死人怪我人大造ニ昇来り候を見候而も、目も不被当次第、今ニ此表も右之如くニ可相成敷、いつれも焦土之心得ニ御座候」と、死人や怪我人で溢れる市街の大混雑の有様を直接目にしつつも、戦禍にただ怯えるだけであった。

(二) 京都・池内善蔵の報告

京都―大坂間の連絡が取れないなかで、穂鷹や塚本がその身の安否を案じていた京都の池内や井上・千葉たちはどのような状況にあったのだろうか。正月七日付で池内が大坂の塚本と長谷川に宛てた書状をみてみよう。³⁸

鳥羽戦争の火蓋が切られる直前、三日朝に大坂からの書状を受けとった池内は次のように言う。

其後之形勢誠ニ絶言語候次第、就而者其御地之義不容易御混雜

必定不可言之勢ひニも相成候半、且出火も御座候哉ニ承り実ニ

御案事申上候、乍去此帰ニ至候而者今更無是非次第、当地ニ而

も只々覚悟仕候迄ニ御座候

大坂での混雑・火災を心配しつつ、京都でも「今更無是非」「只々覚悟仕」とその後の展開を危惧している。

三日夕刻、池内が大坂への返書を出すつもりでまさに封をしようとしたその時、近辺が急に騒々しくなり東南の方に火の手が上がった。聞き尋ねてみると酉刻(午後六時)頃に伏見で兵端が開かれた模様だと聞き、取る物も取らずに観念して始末を始めるが、市街は大混乱となった。戦闘は夜通し続き、砲声は翌四日曉頃が最も激しく聞こえ、五日の昼前までそれが続いた。六日夕刻には枚方辺りで戦いがあつたらしいことまでは把握できている。善蔵は一刻も早く大坂へ戦闘の状況を報知しようと、四日にはその準備に取りかかったが、飛脚屋はもちろん方々手を尽くすものの、誰ひとり応じるものはなかった。六日の朝になり、池内は井上と二人で大坂まで行くことを決め、案内人も頼むが帯刀した侍が大坂まで行くのは難しく、供の者も迷惑するため案内者無しで行くことにした。しかしその是非を論じている間に夜になってしまい、仕方なく見合わせざるを得なかった。

翌朝善蔵は下坂することにしたが、大坂まで行くことは危険であると再三止められ、「乍心外見合せ」ざるを得なかった。「誠ニ千辛万苦」して万策尽きた善蔵と貞太郎は、「御報前延引如何ニも恐入、且者不行届心外」として情報が届けられないことを詫び

ている。

また風説として、高松・会津両藩の京屋敷が「コボチ(毀ち)」になったこと、武州忍藩屋敷は残らず引き払われたことを報じている。さらに仁和寺宮が錦御旗を押し立てて東寺まで出陣し、征東將軍を拜命したことを四日のこととしている。大坂への情報伝達システムが機能しない状況下において、善蔵は「何ニ而も御御申上候手筈も無御座候」と途方に暮れている。

(三) 大坂・原小太郎の報告

大坂詰の小野瀧蔵と猪狩民蔵が出府を命じられ、大坂を九日に出立し江戸に着いたのは二十二日のことである。彼等では中老原小太郎の九日付の御用状を持参していた。原は六日付穂鷹の書状草稿を見ていないので重複するところもあると断りながら、四日以降の大略を以下のように報告している。²⁰⁾

四日午時に藩兵を野田口に繰り出し、本道(京街道)に番士・番卒を配置し、桜宮にも巡邏哨兵を置いた。淀川を挟んで川北を姫路藩が警衛することになっており、源八渡し周辺と心得ていたようだが姫路藩兵の姿はなかった。延岡藩が警衛する地形は広漠の原野であり、少人数では警衛もできないが大和路の堤は御所後背に続き、本道の射程は五・六町半で「属竟之場所」であった。姫路藩兵が姿を見せないうえに、会津・桑名藩兵らも敗走し各所に火の手も上がった。

六日朝、原は大坂城に登城し老中板倉へ面会を願ったが取込み中として叶わず、大目付戸川が名代として面会した。原が言うに

は、八幡・橋本を準備できる成算があればよいが、万一そこを準備できない場合は敵兵が「鼓行長駆」となってしまう、延岡藩の警衛する場所は「前ニ嶮岨無之、後ニ可扼候林叢茂無之、堂々之陣御繰出ニ無之而者不相成場所」であるため、見分の上で援軍を出してくれるよう懇願した。大坂城への籠城を示唆されたため、原が引き取ろうとしたところ橋本辺に火の手が上がったため、別紙を板倉へ届けるよう依頼するとともに、自身は戦地へ見分に駆け付けようとしたが、敵兵が山崎路から川沿いに押し寄せていることを聞いて急遽引き返した。

夜に入り本道の番所に立っていると、敵弾を受けた会津兵や桑名兵が数多く敗走・引き揚げてくる。敗残兵を見て原は「見苦敷」と苦々しく書き綴り、旧幕軍のまさかの敗北を見咎めている。一人一弾を受けているようで、抱えられている兵はいないものの、三分一ほどが戦死したようだと見積もっている。夕刻、原は使者を戸川のもとへ送り援兵を出してくれるよう頼み、承知したとの答を得たが、半夜になっても一兵の繰り出しもなかった。戸川が言うには、若年寄格で陸軍奉行の竹中丹後守重固が戦場から引き揚げるといので自分はその供をするが、帰城したらすぐに援兵を繰り出すと約束したものの、未明になってもついに出兵はなかった。

そこで本営に帰り、いよいよ慶喜が出馬して南路より進撃するよう穂鷹が老中板倉に進言せんと登城し、穂鷹・原の連名で次のような歎願書を板倉公用人へ提出した。

旧臘廿七日小太郎儀方申上候儀有之、本月二日塚本傳右衛門を

以、永井玄蕃頭様江申上候儀有之、去ル四日内蔵進拝謁奉願候処御逢不相協、戸川伊豆守様江申上候儀有之、今朝小太郎儀拝謁奉願候処又々御名代伊豆守様御逢被下、則申上候儀有之、御深遠之御廟謨も可被為在処、卑賤之身分煩数申立候段恐入候得共、仰願くハ可成丈御條理被為尽度、御條理之相立候程御兵力も相請儀儀与奉存候、一念之外無它儀ニ御座候間、乍恐御相応御体察被成下度奉存候、初御受兵之儀意外ニ御急劇ニ相成、其後御人数数々敗続、伏見既不能守、淀城亦焼失ニ及、八幡山御保守ニ相成候趣、右場所萬一御防堵出来兼候ハ、諸軍氣阻可申与奉存候御戦争之由ニ而起る処被仰立之御筋方起、当時者御戦争而巳専与相成、御献白之儀ハ先其俣ニ被差置候様ニ相聞候、何卒御前御出張被成、諸軍御統馭被為在度奉存候、左候ハ、諸隊各自浪戦之患も相除候者申迄も無之、御條理十分ニ御押立被成、松平修理大夫様御家来御申談丈ニ而、朝廷江御恭順之御筋者干戈中一層御尽不被遊候而者御素意与相戻候儀ニ而、右勅許未無之、此俣ニ而曠日渡久候ハ、御心裏ハ御恭順ニ被為渡候とも、其形迹ハ操卓義時等之事ニ嫌疑相見へ候ハ、修理大夫様御家来方反而形迹上ニ付而申立候筋ニ相成候ハ、此後之事如何相成可申哉、此段深痛心仕候、萬々一出先之下輩疎忽之事有之候ハ、御上表ニ被為指候大不敬之罪案彼より我ニ相加候儀ニも可相成歎候得共、御前速ニ御出張御軍律御嚴明被成度、御條理之相立候も御兵勢之相請候も是御一着ニ可有御座奉存候、拝謁も奉願綿陳仕度奉存候候得共、御執掌之御中ニ付不得已以書取申上候、古之聖主取干蕪蕪とも申候ニ付、私其掣瓶之

智を以申立候儀ハ恐入候得共、仰願くハ此旨上聞ニ御達被下置候様奉願候(略)

正月六日

内藤備後守家来

家老 穂鷹内蔵進

中老 原小太郎

ともかく「御條理」を尽すことが肝要であること、八幡山を保守できなければ軍気にかかわり、是非御前(慶喜)が前線に出て軍律を厳命にすればれば「御條理」も十分に立つと、慶喜の出馬を強く要請した。

ところが肝心の慶喜の姿が見えない。たいへんな事態に陥ったことがわかる。なんと慶喜は大坂城を出て江戸へ逃げ帰ってしまったのである^④。

大坂城には玄関番も居らず、板倉館へ行ってみると公用人も殿中に出ているのか不在であり、仕方なく引き取った穂鷹は藩兵を大坂堂島屋敷へ引き揚げさせてしまう。その旨を書に認めて城代の家来に差出すが、最早それには及ばずと突き返されてしまった。聞くところによれば「上様夜深ニ御出城、何方とも不知御立退被遊候」と、慶喜は会津藩主松平容保・桑名藩主同定敬、および老中酒井・板倉らとともに江戸へ逃げ帰ったのである。その事実を知った原は茫然自失して次のように記している。

嗚呼、上様御若年方御聡明之聞被為渡御才子ニハ候得共、御信義ハ薄く被為渡候様奉恐察居来候得共、如此迄御膽も薄被為在候与ハ不奉存、東照宮以来御代々様之御徳律尚民心ニ染込居、両肥初大藩ニも陰ニ嚮致、是迄十分御運も相付居候処、纒三四

日之間ニ如此事ニ相成奉恐入候儀御座候^⑤

一譜代藩の陪臣が慶喜をこれほどまでに罵倒するとは、よほど憤怒に耐えなかったようである。穂鷹と相談して上申した慶喜の出馬要請は何であったのか。あれほど「條理」の有無を確かめ、念を押しての出兵ではなかったのか。しかも援兵はだれ一人来ない。原の怒りの矛先は会津藩に向かう。

尤可賤悪ハ会津ニ而、兼而客氣相忿を以云云之論主張致居、已ニ事ニ及候上ハ古位之槍入杯勇事与致、二三敗之後腰も立不申人並ニ引揚申候、尤威之論申頃ハ被行候運ひニ相向居候処、其表薩邸之一挙方会等之持場其機ニ撥、終ニ此極ニ至り海門咽喉之地を奉して敵ニ献候次第ニ相成申候、関東八州用武之地と古今申傳候得共、今日向後其名も相立不申^⑥。

以前あれほど勇んで気炎を上げていたにもかかわらず、数敗すると人並に引き揚げ逃げ帰る会津藩兵を激しく非難する。旧幕軍の敗戦に対する原の口惜しさと落胆が伝わってくる。

野田口から藩兵を大坂堂島まで引き揚げさせた家老穂鷹は、慶喜の東帰にあきれ果てたのか、責任放棄とも言うべく七日夜には堺から乗船して延岡へ帰ってしまった。大坂には原と塚本らが残って残務処理に当たり、原は野田口への出兵について朝命や薩長に尋問されればありのままに答え、「我條理不相立候ハ、一人切腹致候丈ニ而相済可申歟、独心苦敷候」と覚悟を決めていた。旧幕軍の敗北は、取りも直さず幕命に従い出兵した延岡藩＝旧幕府方との立場を明確にしてしまったことを意味するのである。

三 出兵問題への対処

(一) 「御不審之次第」と延岡藩

穂鷹ら延岡藩兵が野田口から引き揚げたその三日後の十日付で、京都の池内善蔵から江戸の今西ら用人四人に宛てた「御不審之筋」を知らせる書状が、掛川藩經由で江戸藩邸に届いたのは十八日のことである。⁴⁴ 書状を届けた掛川藩は藩主政挙の実家であり、同藩へ書状の廻送を依頼したのである。

三日に野田口への出兵を命じられた際に、穂鷹は「人数繰出之儀御意味柄承知不仕候而ハ御請仕兼候」と尋ねたところ、戸川は「全く警衛のため」であると答えている。さらに穂鷹は「御所北ニ向ひ申候事ニ候ハ、御断可申上、且御不條理之筋御座候ハ、早速人数引揚可申」と念を押した上で出兵した旨を、善蔵は九日、大坂の原からの八日付書状で知らされた。

京都では延岡藩に対する不穏な気配が漂い始めていた。正月七日、諸藩には朝廷より呼出しの廻状が出されたにもかかわらず、延岡藩にはそれが来なかった。善蔵は何事かと「甚タ心配」し、翌八日に京都留守居役千葉新左衛門を参与役所へ遣ったが、役所門を通されず空しく引き取った。善蔵は次のようにいう。⁴⁵

誠ニ絶言語候折柄、(中略)実ニ徳川家江者十分之御尽忠、既ニ御不條理之御軍サ者以之外之儀被仰立候得共、遂ニ其事も不叶御出勢ニ相成候次第、仍而御警衛而已之御人数差出北ニ向ひ候儀者毛頭不仕段、上も被仰立候趣残念ナル哉、右御人数差出

之事悉く悪しく相掛り、今日之振合ニ而者乍恐朝敵之分ニ御入被遊候形チ、就而ハ私共も十分尽し候丈者尽度候得共、何分微力且三条様等者御縁家之事故、何与敷工風も可有御座とも被存候得共、御逆鱗之御中却而御罪ヲ被重候儀難計与心配仕居候、私共も不遠御召捕ニも可相成与覚悟仕居候

徳川家への尽忠として出兵したが「朝敵」となってしまう、自分たちも近々召捕らえになると覚悟せざるを得ないと善蔵は嘆く。

野田口警衛の出兵は、やはり「不條理」以外の何ものでも無かった。旧幕府からの出兵要請に対して、確固とした「條理」も示されないままの不本意な出兵であったことを強調し、ましてや朝廷・新政府に刃向かう気は毛頭無いにもかかわらず、「朝敵」とされる結果になってしまったことを善蔵たちは後悔するばかりであった。京都での善蔵の取るべき策は、「朝敵」の汚名返上に全力を注ぐことであった。取り急ぎ善蔵は、十日朝に肥後邸に参上して「兼而御隣藩御懇意も被成下」関係を強調し、「当主之存亡短カニセマリ候旨」を述べて泣きついた。肥後藩は「大坂表之御所置至極御尤志こく」と延岡藩のとった行動に理解を示し、「此場ニ至り候而者朝廷より之御沙汰者如何様之事ニ而も甘んじて御請被成可然、延岡藩之無止情実者脇藩方御尽力可申、何様じつと致し居候方宜敷」と、慎重に対応するように助言した。また「何事者置キ、徳川家之御都合方追々其餘之御藩ニ可及」と励ましている。⁴⁶

しかし、同日晩に池内が聞くところでは、「最早桑名・若州江者明後日方討手被向候由」という事態にまで進んでおり、「誠ニ悲嘆至極」と嘆息している。このままでは近いうちに延岡へも討

手が差し向けられるやもしれず、池内らは「此上者何万石之御削封ニ相成候共恐入、御託被成候外有之間敷」と覚悟を決めた。この時「御不審之次第有之」として入京を差し止められたのは、酒井忠氏（若狭小浜）・戸田氏共（美濃大垣）・稲垣長行（志摩鳥羽）・松平宗秀（丹後宮津）それに内藤政挙（日向延岡）であった。

十日朝には「松平修理大夫様御家来・毛利大膳大夫様御家来、此度御供之諸家御蔵屋敷取ノニ相成、或器械等取収ニ相成様子」を知り、その真偽を確かめるべく薩摩・長州両藩に留守居の小林祐蔵を遣わした。小林は「主人儀も徳川家譜代之者ニも有之候間、差控居候様可仕哉」と内意を伺ったが、薩摩藩役人は差し控えを支持する立場には無く、「御関係無之」とのつれない返答であった。⁽⁴⁸⁾ 長州藩も同様で、「於此方も関係不致候付」と返答し、延岡藩の蔵屋敷へ藩兵を出すことはないと言われ安堵している。⁽⁴⁹⁾

(二) 歎願書作成と周旋依頼

京都の池内善蔵からの書状が江戸に届いたのは正月二十四日のことである。⁽⁵⁰⁾ 書状には次のように認められていた。

去る十日に知らせたように、京都では慶喜や会津・桑名両藩をはじめ鳥羽戦争に旧幕軍として参戦した藩は「叛逆之罪名」を付けられ、当家も野田口に出兵したため「御不審之筋有之」として入京を差し止められ驚愕している。徳川家の「浮沈之際」に臨み、譜代として「御傍観被成候而者御累代之御厚恩不相濟」ことから忠節を尽くしたまでで、それがかえって「御不審」とされたことはいかにも残念である。是非とも弁解したいが、小藩である

ため本心を明かすこともできない。他の「御不審」とみなされた藩からは、「少も早く御歎願不相成候而者以之外之由、益事切迫と相成候」と知らせてくれるものもあり、「実ニ進退極り御家御一大事之儀」であることから、自分の一存でやむを得ず歎願書を十二日に肥後藩に差出してもらうよう依頼した。また尾州様へも「不外出御統合（延岡藩三代藩主政脩が尾張宗勝男⁽⁵¹⁾）」であるので、同様に歎願書を依頼した。

ところが岩倉へ差出す歎願書について、肥後藩から「大坂ニ而人数出張之始末如何候哉、其辺情実も不相分候而者御不都合之旨」の問い合わせがあった。善蔵は十五日に下坂して原・塚本らと相談し、翌日傳右衛門と同道上京して「大坂表ニ而之情実」をまとめて肥後藩へ提出した。殿様（政挙）が病気のため上京できない事情は承知しているが、御家の存亡には代えがたく、「御家さへ全く候ハ、又徳川家江御忠節之道も出来可申」、既に大垣藩（戸田氏共）や小浜藩（酒井忠氏）では藩主が上京することで嫌疑が晴れている。ここで歎願が遅れば疑念が深まってしまふ。減封や所替えなどになってしまえば「臍を嚙とも不及」、実に止むを得ない情実である。肥後藩が深切にも周旋してくれるので、なんとか道は開けそうだが、「苦心至極」である。

野田口出兵がたいへんな事態になってしまったことを悔やみ、肥後藩を通じてなんとかその打開策を講じる術を探っており、善蔵の悲嘆に暮れる姿が窺われる。徳川家からの命令を受けて出兵したことに對する弁解は、取りも直さずそれを命じた徳川家を非難することと表裏である。善蔵は「奉対徳川家二心無之段者如何

様も得以御弁解之道も可有之」とし、「何様此御急難相免シ候方第一之急務と奉存候」と苦しい心中を吐露している。

さて、「大坂ニ而人数出張之始末」の情実を原・塚本らと相談するため、正月十五日、善蔵が京都より下坂した。用談を済ませた善蔵は、塚本を同道して翌日昼前に京都に戻った。原は塚本に次ぎのよう命じていた。

此度朝廷江歎願之儀、拙者上京熊本江委細之情事申明度候得共、自古負罪者其国境外ニ差控、其介を以申達候事ニ候、況此間入京被差止候趣ニ付而者差控候方得礼可申、依之貴様今朝方御上京有之度候、其歎願之儀ハ前日来之有之俣熊本江逐一御申出、其心添を以可除を除可存を存、勉而国家を利候而已ニ而拙者は勿論、内蔵進殿、其次者貴様与次第二服罪可申、拙者計ニ而御不足被為在候ハ、内蔵進殿上京可申遣、内蔵進殿猶御不足候ハ、以順貴様御引受可然、三人服罪候ハ、聖天子御寛仁之歎慮必可被為在与存候、以是意聊無御回顧御取計御座候様存候

本来であれば原自身が上京して肥後藩と周旋交渉を行うべきであるが、原は「自古負罪者」であるため差控えた方がよいと判断し、代わりに塚本を上京させて交渉にあたらせた。

十六日から京都では、池内善蔵と塚本傳右衛門による肥後・尾張両藩へ周旋依頼が本格化する。池内は早速手続書三通を肥後藩邸の池辺惣右衛門へ差出し、「此俣ニ而者如何之ものニ候哉、御心付も御座候ハ、聊無御腹蔵御示教被下度旨」を言上した。歎願書を一覧した池辺は、「御書面之通ニ而者何様ニ可有之哉、岩倉様ニハ八幡辺ニ而御戦争御座候哉ニ御聞込ニ付、此段御弁解之御

書取ニさへ御座候得者宜敷旨」、すなわち出兵の弁解についての歎願書であればよいと示教されたので、そのまま引き取り、同夜に書面を推敲・調整した。

同日、井上貞太郎は尾張藩在京役の石川吉太郎方へ参上して都合を尋ねたところ、藩主は取込み中で、重役たちは歎願書を参与局へは出せない、尾張藩からは（周旋が）できないという。貞太郎は「一国之浮沈ニ付、只管御依頼」するが、切羽詰まった延岡藩に対して「御混雑与者乍申、あまり御打捨被置候」尾張藩の態度に立腹するが、石川も困惑して弁解の返答をするだけだった。しかし翌十七日朝に参上すると、一転して「今日者重役共江茂逐一申聞、いつれ与歎御運ニ相付候様周旋可致旨」を伝えられた。こうした尾張藩の態度に、貞太郎は「腰弱く、肥後之模様を伺居候哉ニ御察候、右等之振合ニ而者迎も十分之頼ニハ不相成事」と強い不信感を抱き失望したようである。ところが、貞太郎が江戸で懇意にしていた同藩の浦五兵衛が当時出京中であり、彼に子細を話したところ「至極受合宜敷、如雲江茂篤与申聞周旋致候」と快く同意し、家老で新政府参与の如雲Ⅱ田宮篤輝へも進言して周旋を約束した。

同十七日早朝、善蔵は昨夜調整した書面を肥後邸へ持参して見せたところ、「此俣ニ而ハ徳川家之御不都合御表し被成候筋ニ落入、御大体ニおめて如何之者ニ候哉」と指摘され、四日の野田口出兵の経緯を簡便に認めた方がよいというので、相談の上貞太郎と同道で池辺を訪ねたが、未だ帰宅しておらず引き取った。同夜、貞太郎は轉法輪（三条実美）家の雑掌方に参上した。三条家は井

伊家と婚姻関係があり(実美の曾祖父公修の母が井伊直幸養女など数代の婚姻関係が確認できる⁵⁴)。また延岡藩六代政順の正室が井伊中直中娘充真院、七代政義が井伊直中の子)周旋を歎願したところ、「主人江茂篤与申聞置候様可致模様」と答え、悪い応対では無かつたようだった。

十八日早朝、善蔵と貞太郎は同道して前日の書面二通を肥後邸に持参し、池辺へ差出した。善蔵は「長文之方者余り有体ニ而、却而徳川家江対し恐入候筋ニも御座候様被存、御賢慮ニて如何様とも認直し可申旨」を述べたところ、「兎も角同藩相統之上否挨拶ニ不及、尤聞取書ニ弊藩方差出候而も可然哉」と言ってくれたので、池辺へ依頼することにした。十九日朝、貞太郎が池辺方に参上し、昨日の件はどうなったかを尋ねたところ、池辺は次のように答えた。同僚たちとも相談したが、聞取書にして差出してはよくない。ありのまま差出したほうがかえって疑念も晴れるだろうとして、昨日岩倉様へ別紙添書を付けて差出した。もちろん文体などは「不相当之義」もあるが、その情実を書き取って肥後藩まで差出したので、そのことを含んで評議下されるよう申し上げたところ、岩倉は「何れ評議之上裁決可及沙汰」と返答したという。池辺が言うには、「近日中には何とか成り行きもわかり、多分御歎願通り御聞済にもなるだろう」とのことであった。原の名で出された歎願書は次のような内容である。

去冬備後守被為召候付先供之人数為差登、乍少々旧臘着坂仕候処、其砌伏見表ニ而新撰組相對し隠然干才之意を相含居候哉承及、従来之御恭順下輩之迷惑方不容易次第ニ相成候而者御復政

之思召与相戻り可申、実ニ御大切之段閣老江罷出申上候処、追々人数も為引取候様可致与之御模様ニ有之、其後去ル二日大造之御人数北行之趣傳聞仕候間、同夜塚本傳右衛門与申者参政江差出、是迄御恭順之道も被為尽、爰ニ至御不條理之儀有之候而者不可然段緩々申上候処、決而左様之筋ニ無之、尾越而老候御下坂之御御進之儀も有之、俄ニ御上京被仰出候哉ニ付、其時ニ至り御猶予御願ニ而者是又御不恭順ニ相成候間、不得止次第与御答候、同四日晝野田口警衛被申付候付、穂鷹内蔵進与申者登城、監察江御逢申上、上様御据相伺ひ、万々一御不恭順之儀ニ押至候而者是迄之儀水疱ニ帰可申、御見込如何候哉相伺候処、曖昧之御挨拶ニ候得共、譜代家之儀且御鞅掌中不得止情実も有之、御城中御警衛等之儀者御請可仕段申上、北ニ向候而者一步も不進心得ニ而引取候上、同日夕少々人数差出戦争之始末者不相弃候得共、前後甚懸念之意も及之、御恭順之御筋者一層御究不被遊候而者御素意ニ相戻り候段反而復閣老江申上候処、同七日豈凶哉御空城ニ相成候旨承知仕候間、其俥人数引取申候、然ル処此度天朝方御不審之筋被為在、被止入京候旨御沙汰有之、誠ニ以奉恐入候、全赤心貫徹不仕徳川家此度之次第与相成候段其罪不可通、加之警衛之人数倉卒ニ差出候儀重々奉恐入候、勿論備後守儀者聊承知不仕、出先ニおゐて軽卒之取計方右之次第ニ相及、何其恐入奉存候、仍而坂邸江相慎罷在候、此段幾重ニも御憐愍被成下、備後守入京御差免相心之御用被仰付候様貴藩方御執成被成下候様只管御依頼申上候、以上⁵⁵

正月

御名家来

原小太郎

延岡藩が野田口へ出兵した経緯を説明し、繰り返して「不條理」にならないよう念を押したが曖昧な返答しかなかったこと、当家が譜代家であるため止むを得なかったこと、大坂城中の警衛として請けたこと、朝廷に対してはただ恭順あるのみであることを力説している。肥後藩の添書は次の通りである。

内藤備後守家来池内善藏方備後守入京被免被下候様との願書取次、頃日差出申候処、備後守人数官軍ニ向及発砲候哉之御聞込も被為在候付、猶得与承札申上候様被仰聞奉畏承札候処、大坂詰之家来原小太郎方別紙書付差出申候、右者弊藩迄之書付付其俣ニ而ハ文牒不都合之儀も候得共、引取書ニ仕方一趣意違ニとも相成候而者奉恐入候儀ニ付、其俣差出申候、備後守人数華城警衛として野田口迄差出候迄ニ而、官軍ニ向発砲仕候儀者毛頭無御座趣別紙之通ニ付、何卒願之通備後守入京被免相応之御用被仰付候様奉願候、以上⁵⁷⁾

正月

細川越中守内

池辺棕右衛門

争点は「官軍江礮射致候哉⁵⁸⁾」、すなわち延岡藩兵が官軍に向かつて発砲したかどうかであったが、原の言い分通り池辺はそれはなかったと否定している。

善藏・傳右衛門からの書状を翌二十日に受けとった原は、十六日以来の両人の「御尽力之次第」を称えつつ、「徳川家此度之次第与相成候段其罪不可通」との見方を示し、「警衛之人数倉卒ニ差出候儀重々恐入候之文言、真ニ得休候事⁵⁹⁾」と後悔の念を滲ませ

ている。

四 在所延岡での対応

(一) 近隣諸藩への周旋依頼

延岡藩では以前より「下モ筋書説紛々実否不分明、胸を冷シ居候」ところに、日田郡代所手代の志賀甚藏から鳥羽戦争の報が届いたのは、正月十六日のことである⁶⁰⁾。用人たちは「一統愕然、然し周章動揺いたし候而者以之外之儀」とし、「必死籠城之覚悟ニ而警戒手配り専ら」と大坂へ伝えた。延岡藩兵が旧幕軍の要請で大坂野田口へ出兵したとの報を、大坂詰の近藤主税進が早船で伝えたのはその三日後の同月十九日のことである⁶¹⁾。

二十一日には豊後代官の猪狩壮之進が出岡した際に、薩長兵に加えて仁和寺宮が征討大将に任じられ、錦旗を押し立て進発し旧幕軍が敗北したこと、延岡藩が「朝敵之御名を御受被候哉」との風聞を伝えた。これを受けて家老内藤治部左衛門らは、藩主政挙に謹慎を勧め、家中にも謹慎と月代等を見合わせるよう大目付へ命じた⁶²⁾。翌二十二日、藩は御用向として側役四屋行蔵を正使者、小姓納戸役格原田四手蔵・中小姓組小松容三郎を副使として、次のような口上書を鹿児島表へ持参させた⁶³⁾。

去冬中、従天幕諸藩上京之儀被仰出候処、折節備後守義眼病且疝積氣ニ付、暫時御猶豫之儀奉願候処、休息上京可仕旨傳奏衆方再応御達有之、備後守儀者未快方無御座候得共、豫及延引候ニ付而者奉恐入候故、不取敢先ツ家老一人中老一人少人数召連

為差登、十一月下旬方追々出坂滞留罷在候、然ル処当正月三日

夜、俄徳川氏方出兵之儀達有之候付、名義曖昧之事ニ而者出兵
難越旨重役共方再三申立候処、不条理之儀者決而無之趣ニ而促

迫及数度、翌四日野田村江出張仕候趣ニ御座候、扱弊藩之儀者
徳川氏譜代之家筋ニも有之、変動急遽理勢不得止之際、一旦出

兵仕候段奉恐入候得共、奉対天朝候而者備後守始家来共ニ至迄
毛頭二心無御座候、此段幾重ニも御恕察被成下度奉懇願候

四日の野田口出兵について、「名義曖昧」では出兵できないと再
三申し立てたが、不条理なことは決して無いと数度催促され、徳

川家譜代の家筋であるため「変動急遽理勢不得止」出兵したと弁
明している。天朝に対して二心は毛頭無いことを強調し、「恕察」

を懇願している。

肥後表へは同日、側役大内延助を正使に、中小姓組高木小一を
副使として派遣した。ここでは「天朝之御疑惑相晴、君臣之情実

分明仕候様幾重ニも御執成被下度⁶⁴」と周旋を懇願している。肥後
藩への期待は大きく、同月二十七日には取次役近藤主税進を、さ

らに中老大嶋味膳と用人曾根富弥を「不容易用向有之」として肥
後表へ派遣している。その口上書には「仰天伏地誠以難有仕合奉

存候⁶⁵」とあり、京都での肥後藩の周旋に最大限の感謝を表している。
また佐土原藩へは二十三日、小池一鷗を正使に、中小姓組渡部

数一郎を副使として口上書を届けさせ、続けて二十九日も番頭近
藤速水と大目付服部傳兵衛を派遣するなど、佐土原藩を通しての

薩摩藩への周旋に期待している。二月四日、佐土原から帰藩した
近藤たちが持ち帰った、同月二日付町奉行からの返答書の内容は

次の通りである。

御口上之趣致承知候、篤与勘考之上此方方以使者御相答可申進
旨申聞候

但、会津桑名松山等朝敵之御沙汰ニ相成、尊藩ニも御不審之
筋有之、御入京御差留ニ相成居候旨、本藩方申参居候間、本

藩江掛合候上御相答以使者可申進旨申聞候
口上書の趣意は了解したが、本藩と掛け合い返答するとしている。

(二) 薩摩藩からの布告文

二月六日、薩摩藩は新政府の命により朝敵追討の布告を九州諸
藩へ伝達した⁶⁶。それに対する延岡藩の対応をみておこう。

同月四日、薩摩藩の使者が明五日に延岡城下へ到着するとの先
触があったと町奉行から連絡があり、藩は急遽使者を迎える準備

に取りかかった。使者が領分に入ったら村役人を案内に差出すと
ともに、使者が逗留する客屋賄役に下郡役佐々木軍七・本ノ下役

雇松崎雄之介・寺社下役鈴木為五郎を任じ、使者の給仕人を地方
席借の内より出すよう郡奉行に命じている⁶⁷。

五日、薩摩藩からの使者を大瀬橋口に町役人が出迎えて橋口要
右衛門方へ案内し、到着後町奉行が挨拶に向き、客屋の用意が

できたので使者を案内した。薩摩藩の使者は側役園田彦左衛門と
側目付久保田新次郎という側役・目付クラスであったのに対し、

延岡藩側は中老内藤四郎兵衛・用人清水五郎右衛門が面会した。
園田らは藩主政挙への拜謁を願出たので一旦それを引き取り、同

晩、「不容易事件ニ付」席違隠居・中小姓頭・番頭・旗奉行・持

筒頭・者頭・鎧隊頭まで御用部屋へ招集して協議し、藩主政挙への拝謁を許し、政挙も逢うことを了承した。明日、番頭から銃隊頭まで鉄砲の間縁側へ詰めるよう大目付より指示があったが、野田口へ出兵した面々は除かれている。¹⁰⁾

翌六日、本日政挙への拝謁が行われる旨を、早朝に内藤四郎兵衛と清水五郎右衛門が使者客屋まで参上して伝えた。使者の登城には郡奉行三松百助が同道し、家老内藤治部左衛門・中老内藤四郎兵衛・年寄原縫殿助・用人渡辺平兵衛・松田銀右衛門・清水五郎右衛門・忍左司馬・曾根富弥・安井蒨といった藩首脳部が、玄関式台に仰々しく出迎えた。取次兩人が玄関より鉄砲の間へ案内し、漸次休息したのち政挙との拝謁に臨んだ。¹¹⁾

政挙は袴着用で唐の間西方に着座し、すこし隔てて家老・中老が介添えとして着座した。手狭なため年寄は鶴の間西方上座敷居へ、用人たちも同間西方に着座した。鉄砲の間から鶴の間正面の入類まで取次が案内し、政挙が鶴の間敷居へ使者を出迎え、使者兩人はその場に平伏。家老より用人まで同間入類西方に着座し、政挙は唐の間へ着座した。鶴の間へは月番用人安井蒨が案内するが敷居際で中座し、彼方へと声をかけると使者たちは「宜哉」と頷いたので、「宜旨」と答えた。上段之間の政挙は下座へ下りて平伏し、家老・中老も同間へ着座した。使者は「島津中将(久光)様御口上之趣」を読み上げた。この布告文は直に政挙に差上げられ、政挙はそれを一覽して側役大内延助が差上げた三方に置くと、使者はすぐに鶴の間へ下り平伏した。月番の案内で政挙を出迎えるの所まで見送り、入類で使者は平伏し、それより取次役の案内で

鉄砲の間へ着座した。久光の布告文の趣意は家臣にも申し聞かされた。使者への下城時の見送りの登城同様に行われた。儀式とはいえ、一介の他藩側役・目付が藩主に拝謁し、布告文を読み上げるあいだ藩主が平伏する姿を、延岡藩家臣一同はどのような心境で見守ったであろうか。

使者である園田・久保田の口上は次の通りである。

此節大隅守方私共差立候使節之趣ハ、追々御傳聞も御座候通、徳川ハ勿論、会桑等之党與於伏見逆臣之色を顯シ征伐被及候処、悉致敗亡、大坂迄も速ニ落城、実以皇運挽回一同難有仕合ニ御座候、仍而ハ於各藩勤王輔佐之忠志を磨候儀ハ申迄も無之候得共、至此節候而も人心難量於其方勤王否哉之御存慮を屹度承届、弥以勤王御別儀於無之ハ其墨附ヲ頂戴罷歸候様、左候而弥御互ニ王事ニ抛三文候様致度、尤於京師修理大夫江勅諭之趣相渡候処、滞京ニ付修理大夫より大隅守江布告致し、夫を大隅守方此方江布告ニ相成候間差上置候ニ付、御答復願上候事

「勤王否哉之御存慮」を承知したく、その請書を頂戴したいというものである。なお久光は滞京しているため布告文は大隅守(忠義)名義であった。

藩は何の躊躇もなく請書提出を決める。翌七日、内藤四郎兵衛と清水五郎右衛門が客屋へ請書を持参し使者へ引渡した。¹²⁾

御請

御布告之御文御示諭之趣奉恭遵候、去冬御召之砌病氣ニ付少快候者上京之筈ニ而、先供着坂之折柄、不図茂野田口警衛被申付人数差出候趣之処、蒙御不審奉恐入候、不肖之身ニ候得共、

逆徒誅戮蒙朝命候者、大義を立聊無遅延出兵、死力を尽勤王之赤心相顕申度、偏御執成奉願候、以上

内藤備後守

慶応四戊辰年二月七日

御名乗御判

嶋津中将殿

藩は使者を務めた園田に銀七枚と真綿百目、久保田に銀五枚と真綿百目のほか、金二〇〇疋宛を若党三人、同一〇〇疋宛を草履取二人にまで贈っている。布告文は八日付で全家中に布達された。

日向国の幕領は延岡藩・高鍋藩・飢肥藩で預っていたが、二月九日、薩摩藩から口達^⑧があった。

口達之覚

今般徳川氏皇命ニ背き逆賊之挙動付、日向国臼杵郡諸縣郡宮崎郡旧幕領之村之庄屋初、下民共ニ至り弊藩江依頼、是まで徳川氏江随従之志を捨て、反正帰順し勤王之赤心を顕し歎願之趣有之、難被黙止情実ニ付、追而朝廷より御沙汰有之迄之間、土民為安堵、右村々弊藩預り置候付此旨為御心得申達候事

口達書は郡奉行藁谷甚兵衛から差出されたもので、相談の末延岡藩が預かる旧幕領を薩摩藩に引渡すことを決めた。「卯御年貢五分一銀掛上納入用迄十口」として金一〇六四両二分二朱・永五九文六分、「本米欠米共」の米四五七石三斗二升を、二月九日付で薩摩藩へ引渡した。薩摩藩側からは「地方引渡目録」一冊・「公事方引渡目録」一冊などの請取書を藁谷が受けとり、富高陣屋を引き払った。徳川譜代として日向国内の幕領預りを担った延岡藩であったが、「皇命」を奉じる薩摩藩の前で、徳川譜代としての

役負担を放棄し、徳川家との封建的主従関係を解消したのである。

(二) 政挙への上京命令

延岡藩の「御不審」を晴らす歎願書が肥後藩から提出された後、大坂詰中老の原たちはどのような心境で朝廷の裁決を待ったのだろうか。

今回の野田口出兵に対して原は、大坂の塚本に宛て「拙者は勿論、内蔵進殿、其次者貴様与次第二服罪可申、拙者計ニ而御不足被為在候ハ、内蔵進殿上京可申遣、内蔵進殿猶御不足候ハ、以順貴様御引受可然」と、原・穂鷹・塚本の三人で服罪するとしている。大坂では実際この三人が藩の司令塔であったのであり、原は野田口出兵に対する服罪は三人で済むと見通していたことがわかる。

大坂の原に宛てた二月朔日付の京都塚本・池内からの書状では、昨夜の廻状で深前主水正が九州鎮撫総督に就いたことが触れられたが、深前は昨日巳刻には大村藩の付添いで下坂し、薩摩藩か肥前藩の蒸気船で九州へ下向したことが伝えられた。この素早い行動に塚本らは「神速驚人」し、万一在所での手配りがここ京坂と齟齬することがあれば大変であるとし、未だ歎願の下心もないため、「於彼地萬一意外之御沙汰等有之候而者、臍を嘔むとも不及事」とのこと、京坂で差出した歎願書写を持たせ菅波小十郎を下向させることにした^⑨。塚本らは国元でも謹慎は言うまでも無く、「隣藩等之振合も成丈聞繕、不都合無之様始末不仕候而者、此御砌如何之不測之変可生も難計」と、さらなる注意を喚起している。

翌二日、京都からの書状によれば、未下刻に肥後藩留守居より文通があり、善蔵が早速参上したところ、公卿衆から肥後藩に「御渡之筋」があるが混雑中のため、非蔵人より下役へ御渡しになったという。細川越中守への達書は、「内藤備後守家来之者歎願之趣、於出先輕卒之取計ニ及候家来之者は為相慎、至自分儀者早々上京可有之候旨備後守江可相達候事」というものであり、藩主政挙の上京と責任者の謹慎を求めている。「御不審」が晴れたのである。

翌三日付で原が塚本・池内に宛てた書状は次の通りである。

一筆致啓上候、然者菅波小十郎儀昨朝着、御用状之趣至極御同意存候付、昨夜小十郎漁船方差下、且御在所表外交ニ慣居候者少候間、鈴木才蔵義一同差下申候、昨夕御仕出之御用状勢山増次郎持参、今巳刻相達、殿様御上京被為蒙仰候段、全御尽力方不容易御不審も如此雲霧相開、赫々之御家ニ相復候段恐悦至極奉存候、其餘被仰越候件々逐一致承知候、此度之儀因不失其親後來之儀も萬御都合可宜与、是又相慶候事ニ御座候、御在所江者加藤伊織・三宅敬之助飛船方差下候積、一国之士民歎聲を発可申与存候、江戸江者松井発蔵早駕ニ而差下候手筈ニ御座候、恐惶謹言

二月三日

原小太郎

塚本傳右衛門殿

池内善蔵殿⁷⁾

政挙に上京を命じるとともに、家中に「月代取平常之通可相心得」というものであった。「赫々之御家ニ相復候」とあるように、御家の名誉が漸く回復されたのである。同日、傳右衛門は書状を携

えて下坂した⁸⁾。

延岡藩の「御不審」が晴れ、藩主政挙に上京が命じられたが、この報を受けて江戸と在所ではどのような対応がなされたのだろうか。

まず江戸での対応をみてみよう⁹⁾。京都表二月四日出の善蔵からの便が江戸に到着したのは同月九日のことである。善蔵は肥後藩からの書付授受の経緯を説明するとともに、政挙に上京が命じられたこと、すぐに請書を提出したこと、周旋に尽力してくれた肥後藩への謝辞を記し、「御当家之御大幸無此上恐悦至極」と安堵の意を表している。周旋については肥後藩のほかにも、「外ならぬ御統合」を理由に尾州藩と、轉法輪家(三条家)へも依頼しており、その方への答礼の相談もしたいとの内容である。なお善蔵の便とは別に、大坂の原が三日付で江戸用人今西・長坂に宛てた書状を携えた松井発蔵が十日着府しているが、書状内容はほとんど同じである。前藩主政義は二月九日の日記に、「朝廷より御不審之儀蒙候処、細川家ニ而被骨折候ニ付、御不審はれ、岩倉殿ヨリ二月二日細川家来江左之書面御渡ニ成候由」として全文を載せている。大坂の原が今西・長坂宛に同月七日付で出した書状では、京都からの歎願書手続きには原の名前で差出しており、その歎願書には「徳川家御役人様方萬一不当之致方与被存候模様¹⁰⁾」もあるので、先便の自筆状で大意を申し進めるよう取計らいを依頼している。野田口から撤兵した先月七日以来、穂鷹も在所へ引き揚げた上は、「弥不当候ハ、拙者扈人其罪ニ当利候而事足可申」と、原一人で服罪する決意を述べている。

また、「出先ニおゐて取計候者は為慎置候様ニ」と謹慎を命じられた原は大坂蔵屋敷で謹慎していたが、「在所表江引取為相慎候様可仕、為念」善蔵は肥後藩池辺へ問い合わせた。池辺の回答は次のようなものであった。⁽⁸⁶⁾

原君御慎之事昨日岩倉様江可伺積之処、何分御混雜ニ而不得拜謁、無拠林新九郎方徳大寺御名面不明ニ付不整ニも候ハ、猶又林ト御面会可被下候御伺候処、大垣杯者既ニ戦争も致候事ニ而すら、坂邸江相慎候様ニ与之御沙汰ニ候、況や御当家杯者右等程御軽キ事故坂邸江御慎ニ而可然、御国ニ而御慎与申せい又一層御重キ事故、右御沙汰ニ及び候事与被存候旨申聞候

鳥羽戦争に参戦した大垣藩でさえ大坂藩邸で謹慎している、実質的に戦闘には加わっていない延岡藩はより軽罪であるとして、原の在所での謹慎は「御重キ事」になるので、大坂藩邸でよいということであった。

次に延岡での対応をみてみよう。在所延岡に「御不審」が晴れ政卒の上京命令が届いたのは、二月十三日のことである。⁽⁸⁷⁾ 出京して周旋を依頼していた塚本傳右衛門が同月四日に下坂し、六日に大坂から乗船して延岡に向かった。十三日に着船後、御用部屋へ参上して持参した書付を差出した。祝儀として御用席嫡子の内藤左衛門ほか中老・中小姓の嫡子たちが西曲輪へ出仕し祝儀を言上した。これにより家中の面々へ、今までの謹慎と月代遠慮に及ばないことが大目付より通達があった。上京を命じられた書付を家中中小姓以上へ拝見させ、支配方・遠方詰へも通達させた。用人曾根富弥の鹿兒島出役は見送られた。

翌十四日、藩主政卒の上京に向けてその準備に着手した。まず中老の大嶋味膳を一五〇石加増の五〇〇石で家老に任じた。本下役藤田龍蔵を豊後表へ、者頭・郡奉行兼帯関一之丞と鈴木才蔵・下郡役見習菅波小十郎を長崎表へそれぞれ派遣した。また上京につき勘定改役牧野祖右衛門・賄役小川庫之輔・勘定所頭取若杉新十郎ら六人を「御用意物取調掛合」に任じて準備に取りかからせた。

その一方で、周旋の御礼のため家老嫡子内藤左衛門と郡奉行三松百助が鹿兒島表へ派遣された。口上書と進物は次の通りである。愈御堅達被成御座珍重奉存候、上方筋騒擾ニ付恐入候流布承り、驚愕之餘素意申上候処、尤ニ御汲取被成下難有奉存候、然ル処御不審之筋被為在入京御差止相成、弥以憂懼恐惶罷在候処、於京都表家来之者方歎願之趣被聞召届、早々上京可仕旨去ル二日蒙御沙汰重賞難有仕合奉存候、修理大夫様ニ茂御執成被成下候儀与難有奉存候、右ニ付近日出京仕候、右御礼為御知旁以使者申上候付、目録之通進上之仕候

二月

内藤備後守使者

内藤左衛門

三松百助

椎茸一箱 式斗五升入

白銀 三拾枚⁽⁸⁸⁾

延岡藩が薩摩藩に周旋を依頼したことは事実であるが、薩摩藩が積極的に周旋した形跡は見られない。

また熊本表へは十八日、用人忍左司馬・取次役近藤主税進が使者として遣わされた。肥後藩は歎願書作成に深く関わっており、

延岡藩にとってもっとも感謝すべき藩であったことは言うまでも無い。当主細川韶邦には塩鯛大三枚・樽料白銀二〇枚・鉄明太鼓一門の長岡休辰へ塩鯛三枚・樽料白銀一〇枚、家老長岡帯刀以下三人へ塩鯛二枚宛を贈っている。⁹⁰

愈御堅達被成御座珍重奉存候、将又京撰間騒擾之儀ニ付蒙御不審入京御差止之処、御手前様右京大夫様真情深御洞察被成下、首尾能御執成歎願之趣被聞召届、早々上京可仕旨蒙御沙汰重畳難有仕合奉存候、前件之儀ニ付御家老衆迄不下方預御世話候段奉拝謝候、就而者近日出京仕候、尚此上厚御頼申上候、右御礼為御知旁以使者申上候付目録之通進上之仕候

内藤備後守使者

二月

忍左司馬

近藤主税進⁹¹

このほか者頭役柴田又蔵を豊後岡へ、組外銃隊頭金沢此面を佐土原へ使者として遣わしている。⁹²

政挙の上京が決まったことに対して、領内では寸志献納が相次いだ。二月十五日には城下町商人の奈須助右衛門・同栄右衛門が金五〇〇両、橋口要右衛門が三〇〇両、同日岡富村中川原門渡部傳八が金二〇〇両、十七日には後藤新兵衛が五〇両、十九日に喜多文三郎が金一〇〇両をそれぞれ献納している。領内挙げての祝い事ということか。

二十一日には上京する政挙の供士が発表された。⁹⁴家老の内藤治部左衛門以下、同大嶋味膳、用人渡辺平兵衛・清水五郎右衛門・曾根富弥・平野又右衛門・安井部・松田銀右衛門・長谷川許之進

など二〇〇人近くを数えた。供の手当として、本組以上に金七両、中小姓組六両、組外并大工頭五両、職人棟梁・足軽小頭三両二分、足軽・給地大工二両三分宛の手当金を配分した。但し、延岡での乗船前に半金が渡され、残りは大坂で渡された。⁹⁵

三月五日申上刻、政挙は延岡城を出立し、翌六日朝東海川口から出帆して京坂を目指した。正月十六日に鳥羽戦争の報が延岡に届いて以降、藩は「御不審」を晴らすため近隣諸藩に周旋を依頼して奔走するなど、藩存亡が現実化を帯びる状況にあった。「足痛」「疝積」が未だ癒えない政挙であったが、「益御機嫌能」出帆し、船中では安堵していたに違いない。

むすびにかえて

以上、本稿では日向延岡藩を対象に、慶応四年正月三日から六日の鳥羽伏見戦争に同藩がどのように関わったのか、また「御不審」ありとされて以降、どのような方策で周旋活動を行ったのかを中心に検討してきた。明らかになったことをまとめてむすびにかえたい。

まず、慶応期における延岡藩の情報伝達システムであるが、藩主政挙が第二次長州征討出陣後に延岡へ帰国したため、大坂蔵屋敷に設置された仮御用部屋が事実上の司令塔となる。大坂では出仕した家老穂鷹内蔵進と中老原小太郎を中心に政治的対応がなされる形がとられた。京都からの情報は、大坂蔵屋敷に送られ、一覧された上で重要事項は延岡・江戸へ廻達される仕組みであった。

次に、野田口出兵をめぐる「條理」の問題である。慶応四年正月三日、旧幕府より野田口警衛の命を受けた藩は、それに「條理」があるかを執拗に確認するが明確な返答はなかった。「條理」が明らかにされないまま出兵したということは、延岡藩が譜代という立場だけでなく、おそらくは戦勝の思惑もあったであろうことも否定できない。旧幕軍に命じられるまま出兵したことは、延岡藩が佐幕の立場を取ったことを意味したのであり、旧幕軍の敗北は延岡藩の立場を「朝敵」に暗転させることになった。新政府から「不審之次第有之」として入京を禁じられてしまうのである。

また、激しい戦闘と敗残兵や避難民で大混雑する状況を目の当たりにして、正確な情報を得ることができない焦りもあり、京都・大坂では大変な恐怖感を持つことになる。穂鷹と原は旧幕軍に援軍と慶喜の出馬を強く要請するものの、結局援軍は一兵も来ないばかりか、肝心の慶喜は六日夜中に密かに帰東してしまう。御用状からはそれを知った二人の落胆と失望、それ慶喜に対するはげしい憎悪が伝わってくる。徳川将軍家との封建的主従関係の崩壊は、新政府軍の軍事力だけでなく、旧幕軍ひいては慶喜の動向に大きく左右されたのである。延岡藩に残された途は、もはや恭順しかなかった。

藩は「一国之浮沈」と覚悟して、肥後・尾張両藩および三条家に周旋を依頼する。歎願書は肥後藩の指導の下で作成されて提出され、無事に受理される。新政府軍へ発砲したかが問題であったが、その事実はないと強く否定したため、「不審」が晴れることになる。二月三日付で政挙の上京命令が出され、同月十三日、延

岡にその報が届く。三月五日、政挙は家老内藤治部左衛門・同大嶋味膳ら約二〇〇人を供に上京の途に就く。

四月三日、政挙一行は上京し、翌四日伏見太蓮寺で小休したあと無事着京し、政挙は東山双林寺内閑阿弥へ止館して謹慎する⁹⁴。政挙の謹慎は五月まで続くが、謹慎解除に際して太政官代より次のような沙汰があった。

最前重役之者旧幕閣老監察江向諫争致候哉ニ候得共、其赤心不行届而已ならず、終ニ前件軽卒出兵ニ及候次第ヲ以、其方儀一旦御不審ヲ蒙り候者当然之事ニ有之、畢竟出先家来共不束者全其方兼々示方不行届ニ相当り候ニ付、此件御沙汰之品モ可有之処、恐縮謹慎罷罪、既ニ百余日ニも及候事ニ付、寛大之御仁恵ヲ以被免候条、弥以臣民ヲ教導し国論一定し、精々可励忠勤旨御沙汰候事⁹⁵

藩主政挙に対する激しい叱責であり、当年一六歳の身には酷である。旧幕軍の命で野田口警衛に一七〇人余りを出兵させただけで戦闘には加わっておらず、ましてや官軍に発砲したわけでもない。それが一〇〇余日におよぶ謹慎処分となったのは、新政府による譜代藩への対処法、すなわち徳川家との封建的主従関係を断ち切らせるための方策だったと考えられる。まさに一罰百戒であった。延岡藩は譜代藩として「一罰」役を担われたのであり、〈朝臣大名〉への転身を余儀なくされたのである⁹⁶。

慶応四年五月十日、謹慎を解かれた政挙は、甲府城番の命を受け、銃兵一二九人を派遣した。政挙の帰国が認められるのは八月十五日になってからである⁹⁷。戊辰戦争後、版籍奉還により藩主政

挙は知藩事、家老・中老以下藩士たちは大参事・権参事などに就くことで、天皇を中心とする新政府との新たな君臣関係が取り結ばれていくことになるのである。

註

- (1) 保谷徹『戦争の日本史18戊辰戦争』（吉川弘文館 二〇〇七年）五六～七五頁。
- (2) 野口武彦『鳥羽伏見の戦い』（中央公論新社 二〇一三年）三〇一頁。
- (3) 佐々木克『戊辰戦争』（中央公論新社 二〇一七年）三七頁。
- (4) 宮地正人『幕末維新変革史 下』（岩波書店 二〇一二年）一七五頁。
- (5) 『宮崎県史 別編 維新期の日向諸藩』解題（宮崎県 一九九八年）三一頁。なお幕末維新期の延岡藩の政治動向については、古林直基氏（福岡大学大学院博士課程前期）が二〇一八年六月十六日に宮崎地域史研究会で詳細かつ興味深い研究発表をしている（「幕末維新期における譜代延岡藩の政治行動」）。本稿でも大いに学ぶところがあった。早急に活字化されることを望む。
- (6) 箱石大「戊辰戦争と佐倉藩―維新期における譜代藩の動向―」（『佐倉市史研究』25巻 佐倉市史編さん委員会 二〇一二年）一二頁。
- (7) 箱石大「維新政府による旧幕藩領主の再編と戊辰戦争」（奈倉哲三・保谷徹・箱石大編『戊辰戦争の新視点 上世界・政治』吉川弘文館 二〇一八年）八五～八六頁。
- (8) 保谷前掲書六五頁。
- (9) 拙稿「隠居大名の幕末・維新―延岡藩内藤政義の『日記』から―」（『宮崎公立大学人文学部紀要』第25巻第1号）参照。
- (10) 慶応元年四月十三日「政義日記」。
- (11) 慶応元年閏五月五日「政義日記」。
- (12) 慶応元年七月八日「政義日記」。
- (13) 幕末明治初年「延岡藩諸達願届覚書―御届之部―」（宮崎県史 史料編近世2）一〇四一～一〇四二頁。
- (14) 幕末明治初年「延岡藩諸達願届覚書」（『宮崎県史 史料編近世2』）一〇四三頁。
- (15) 慶応三年十一月四日「萬覚書」。
- (16) (17) 慶応三年十二月十八日「江府御用状留」。
- (18) 延岡藩の大坂屋敷については、日比佳代子「内藤藩の大坂屋敷―延享四年の転封を基点に―」（『明治大学博物館研究報告』第二号 二〇一七年三月）参照。
- (19) 慶応四年四月六日「大目付日記」（内藤家文書第二部三藩政一般 二一〇）には、上京した政挙が止館した東山双林寺内閑阿弥へ「千葉新左衛門・増山増次郎儀、河原町御屋敷方当御本陣江口今引移候」とある。但し同町には彦根藩邸もある。
- (20) 内藤家文書第一部一八諸案詞類三三。
- (21) 内藤家文書第一部一八諸案詞類三四。
- (22) 内藤家文書第一部一八諸案詞類三五。

- (23) 内藤家文書第一部一八諸案詞類三七。
- (24) 慶応三年十二月十五日塚本・長谷川宛池内書状「京師御用状留」。
- (25) 慶応三年十二月二十一日六人宛兩人書状「延岡御用状留」。
- (26) 慶応三年十一月四日「萬覚書」。
- (27) 前掲保谷書五六頁。
- (28) 慶応四年正月十一日「萬覚帳」。
- (29) 前掲保谷書六三頁。
- (30) 慶応四年正月十三日「覚書」。「覚書」(内藤家文書第一部諸覚書類二五)は大坂と江戸との御用状留である(以下同じ)。
- (31) 慶応四年正月九日今西・長坂宛原書状「覚書」。
- (32) 慶応四年正月十三日今西・長坂宛穂鷹書状「覚書」。
- (33) 慶応四年正月廿二日「萬覚書」。
- (34) 「内藤備後守宛重糺問状控並答申書控」(第一部一〇維新六五・『宮崎県史 史料編近世?』)。
- (35) 野口武彦氏は「鳥羽伏見の戦いを徳川方必敗と見るのは、歴史を結末の側から眺めるからである」(前掲野口書一六頁)と指摘する。
- (36) 慶応四年正月六日今西・長坂宛穂鷹書状「覚書」。
- (37) 慶応四年正月六日赤星・成瀬宛塚本書状「覚書」。
- (38) 慶応四年正月七日塚本・長谷川宛池内書状「京師御用状」。
- (39) 慶応四年正月廿二日付今西・長坂宛原小太郎書状「覚書」。
- (40) 慶応四年正月六日穂鷹・原連署「歎願書」(「覚書」)。
- (41) この時慶喜は侍妾(新門ノ辰五郎の娘お芳)を伴ってお
- り、これを知った者が女を斬ると騒いだという(野口前掲書二八八頁)。
- (42) 慶応四年正月九日今西・長坂宛原小太郎書状「覚書」。
- (44) (45) (46) 慶応四年正月十日今西・長坂・赤星・成瀬宛池内書状「覚書」。
- (47) 慶応四年二月六日原小太郎覚書「覚書」。
- (48) 慶応四年正月十日小林祐蔵上書「覚書」。
- (49) 慶応四年正月十日荒木左右蔵「薩長江御書状御使出先々応接手続」(「覚書」)。
- (50) (52) 慶応四年正月十六日付今西・長坂・赤星・成瀬・沢野宛池内書状「覚書」。
- (51) 『新訂寛政重修諸家譜』第十三統群書類従完成会一九八四年)。
- (53) 慶応四年正月十五日付塚本宛原書状「覚書」。
- (54) 慶応四年正月十九日付原宛池内・塚本書状「大坂御用状留」。
- (55) 『新訂寛政重修諸家譜』第十二統群書類従完成会一九九一年)。
- (56) 慶応四年正月「原小太郎歎願書」(「覚書」)。
- (57) 慶応四年正月肥後添書(「覚書」)。
- (58) 慶応四年二月六日付原小太郎「覚」(「覚書」)。
- (59) 慶応四年正月廿日付塚本・池内宛原書状(「大坂御用状留」)。
- (60) 慶応四年正月十七日付塚本・池内・長谷川宛延岡六人書状「大坂御用状留」。
- (61) 慶応四年正月十九日「覚書・延岡御用部屋」(内藤家文書第一部九諸覚書類二二)。
- (62) 慶応四年正月廿一日「覚書・延岡御用部屋」(右同)。

- (63) 慶応四年正月廿二日「萬覚書」。
- (64) 慶応四年正月廿七日「萬覚書」。
- (65) 慶応四年正月廿三日「萬覚書」。
- (66) 慶応四年正月廿九日「萬覚書」。
- (67) 『宮崎県史 別編 維新期の日向諸藩』 解題三一～三二頁。
- (68) 慶応四年二月四日「萬覚書」。
- (69) 慶応四年二月五日「萬覚書」。
- (70) 慶応四年二月六日「萬覚書」。
- (71) 慶応四年二月七日「萬覚書」。
- (72) 慶応四年二月八日「萬覚書」。
- (73) 慶応四年二月九日「萬覚書」。
- (74) 慶応四年二月十日「萬覚書」。
- (75) 慶応四年二月十五日付塚本宛原書状「覚書」。
- (76) 慶応四年二月朔日付原塚本・池内書状「大坂御用状留」。
- (77) 慶応四年二月四日付赤星・成瀬・沢野宛池内書状「覚書」。
- (78) 慶応四年二月三日付塚本・池内宛原書状「大坂御用状留」。
- (79) 慶応四年二月九日「萬覚書」。
- (80) 慶応四年二月九日「萬覚書」。
- (81) 慶応四年二月九日「政義日記」。
- (82) 慶応四年二月七日今西・長坂宛原書状「覚書」。
- (83) 慶応四年二月十三日「萬覚書」。
- (84) 慶応四年二月十四日「萬覚書」。
- (85) 慶応四年二月十六日「萬覚書」。
- (86) 慶応四年二月十七日「萬覚書」。
- (87) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (88) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (89) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (90) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (91) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (92) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (93) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (94) 慶応四年二月十九日「萬覚書」。
- (95) 慶応四年三月七日「萬覚書」。
- (96) 明治元年四月「大目付日記」(内藤家文書第二部三藩政一般一〇〇)。
- (97) 『国立公文書館所蔵華族家記』(『宮崎県史 別編 維新期の日向諸藩』 三三三～三四頁)。
- (98) 前掲箱石論文(6) 一七頁。
- (99) 『解説 維新期の諸藩の動向』(『宮崎県史 別編 維新期の日向諸藩』 三三二頁)。

鳥羽伏見戦争と譜代延岡藩— 京師・大坂・延岡「御用状留」から — (大賀郁夫)